2026 年 10 月 30 日

令和 8 年熊本地震において被災された受験生の方々へ

東京慈恵会医科大学
医学部医学科・看護学科

令和 8 年熊本地震の発生に伴う 2027 年度医学科･看護学科入学者選抜における対応について

令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震において、被災された方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。
本学（医学科･看護学科）では、被災地（当年度災害救助法適用地域）の志願者の受験・入学機会の保証に向けて、出来る限りの配慮をいたします。

１．2027 年度医学科・看護学科入学者選抜の出願手続きについて

本震災により被災された方が出願するにあたって、以下の事情がある場合は、出願期間開始日前までに本学までご相談ください。

・出願期間内に、調査書等の出願に必要な書類を入手できない可能性がある場合
・期日までに、入学検定料の納入を完了できない可能性がある場合
・その他、出願手続きについて不明点がある場合

２．入学者選抜における入学検定料および入学金･授業料の免除の対応について

2027 年度医学科･看護学科の入学者選抜において、被災された方の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、次のとおり特例措置を講じます。

1)　免除の内容及び対象者

本学医学科または看護学科に入学を志望する方のうち、志願者の学資を主として負担している方が本震災において災害救助法が適用されている地域で被災し、次のいずれかに該当する場合は、入学検定料および入学金・授業料を免除する。

■ 入学検定料の免除について

①学資負担者の居住する家屋が全壊または半壊した場合
②世帯の収入が概ね半額以下に減少した場合、または減少が見込まれる場合
③東京慈恵会医科大学医学部授業料減免規程の申請要件に該当する場合
④上記 3 項目に準ずる方で、本学が相当であると認めた場合

■ 入学金の免除について

①入学検定料の免除に準ずる

■ 授業料（1 年目）の全額免除について

①学資負担者の居住する家屋が全壊した場合

②学資負担者の居住する家屋が半壊し、かつ、世帯収入が概ね半額以下に減少すると見込まれる場合

③世帯の収入を喪失した場合、または喪失が見込まれる場合

④上記 3 項目に準ずる方で、本学が相当であると認めた場合

■ 授業料（1 年目）の半額免除について

①学資負担者の居住する家屋が半壊した場合

②世帯の収入が概ね半額以下に減少した場合、または減少が見込まれる場合

③上記 2 項目に準ずる方で、本学が相当であると認めた場合

■ 授業料（1 年目）の一部免除について

①東京慈恵会医科大学医学部授業料減免規程の申請要件に該当する場合

②上記 1 項目に準ずる方で、本学が相当であると認めた場合

※本震災において災害救助法が適用されている地域は内閣府ホームページにてご確認ください。
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2） 必要書類

所定の申請書に当該事項を証明する書類または申告書を添付して提出してください。

所定の申請書は本学へご連絡をいただいた後、郵送または電子メールにて送付いたします。

3） 申請結果について

申請書類の受理後、志願者に可否決定の通知を行います。

配慮内容について確認が必要な方は、下記までご連絡ください。

医学科

〒105-8461 東京都港区西新橋 3－25－8

東京慈恵会医科大学医学科 入試事務室

電話：0570-053333（ダイヤルイン）

看護学科

〒182-8570 東京都調布市国領町 8－3－1

東京慈恵会医科大学看護学科 学事課

電話：03-3480-1151（内線 2103）

以上